

## 市第 130 号議案

## 地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市常盤台コミュニティハウス	東京都豊島区東池袋1丁目44番3号	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 代表理事 田 嶋 羊 子	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
横浜市上白根コミュニティハウス	同	同	同
横浜市勝田小学校コミュニティハウス	都筑区茅ヶ崎中央29番5号	特定非営利活動法人つづき区民交流協会 理事長 萩 野 幸 男	横浜市勝田小学校コミュニティハウスの供用開始の日から令和11年3月31日まで

## 提 案 理 由

横浜市常盤台コミュニティハウス等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

**参 考**

**地 方 自 治 法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）